

閲覧用

三つ子の魂^{たましい}子育てプラン(案)

真岡市次世代育成支援対策行動計画

真岡市子ども・子育て支援事業計画

【平成 27 年度～平成 31 年度】

平成 27 年 3 月

真 岡 市

目 次

総論.....	6
第1章 計画の概要.....	7
1 計画策定の背景.....	7
2 計画策定の趣旨.....	9
3 計画の位置づけ.....	10
4 計画の期間.....	10
5 計画の対象.....	11
6 子ども・子育て支援の意義 ～子ども・子育て支援法に基づく基本指針より～.....	11
第2章 子ども・子育てをめぐる本市の現状.....	12
1 統計などからわかる本市の現状.....	12
(1) 人口の推移.....	12
(2) 出生の動向.....	13
(3) 婚姻の動向.....	14
(4) 女性の就業状況.....	15
(5) 人口推計.....	16
2 子育て支援サービスなどの現状.....	17
(1) 保育所などの状況.....	17
(2) 子育て支援サービスの状況.....	20
(3) 幼稚園の状況.....	22
(4) 小学校・中学校の状況.....	23
(5) 障がい児通園施設の状況.....	23
(6) 児童虐待などの現状.....	24
3 ニーズ調査結果からわかる現状.....	25
(1) 子どもの育ちをめぐる環境.....	26
(2) 保護者などの就労の状況.....	27
(3) 教育・保育の利用状況と利用意向.....	28
(4) 小学校就学後の放課後の過ごし方.....	29
(5) 育児休業を取得していない理由.....	30
4 次世代育成支援対策行動計画の進捗状況.....	31
(1) 特定事業の進捗状況.....	31
第3章 計画の基本的な考え方.....	32
1 計画の基本理念.....	32
各論Ⅰ 次世代育成支援対策行動計画.....	33
第1章 基本的視点と基本施策.....	34

1 基本的視点.....	34
2 基本施策.....	35
3 計画の体系.....	36
第2章 基本施策の推進	37
基本施策1 あたたかい心を育むための支援.....	37
具体的施策1 三つ子の魂育成推進	37
基本施策2 地域における子育ての支援	40
具体的施策1 地域における子育て支援サービスの充実.....	40
具体的施策2 保育サービスの充実	42
具体的施策3 子育て支援のネットワークづくり	43
具体的施策4 子どもの健全育成.....	44
基本施策3 母子保健医療対策の充実	46
具体的施策1 妊産婦・乳幼児と母親への切れ目のない保健対策の充実	46
具体的施策2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	50
具体的施策3 食育の推進.....	53
具体的施策4 小児医療体制の充実	55
具体的施策5 不妊に対する支援の充実.....	56
基本施策4 教育環境の整備.....	57
具体的施策1 将来親となる世代の育成.....	57
具体的施策2 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備	58
具体的施策3 家庭や地域の教育力の向上.....	63
具体的施策4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	65
基本施策5 子育てしやすい生活環境の整備.....	66
具体的施策1 良質な居住環境の確保	66
具体的施策2 安全な道路交通環境の整備.....	67
具体的施策3 安心して外出できる環境の整備.....	68
具体的施策4 子どもたちの安全の確保.....	69
具体的施策5 被害に遭った子どもの保護の推進	72
基本施策6 職業生活と家庭生活の両立の推進.....	73
具体的施策1 男性を含めた働き方の見直し.....	73
具体的施策2 仕事と子育ての両立支援の推進.....	74
基本施策7 結婚に向けた環境の整備	76
具体的施策1 結婚希望者への相談の充実.....	76
具体的施策2 結婚相談員への活動支援.....	77
具体的施策3 若者のコミュニケーション力の向上支援.....	78
基本施策8 援護を必要とする子育て家庭への支援	79
具体的施策1 児童虐待防止対策の推進.....	79
具体的施策2 ひとり親家庭等の自立支援.....	81
具体的施策3 障がい児施策の充実	83

各論Ⅱ 子ども・子育て支援事業計画	87
第1章 計画の基本的な考え方	88
1 事業計画の全体像	88
(1) 子ども・子育て支援新制度の内容	88
(2) 新制度における事業の全体像	89
2 教育・保育提供区域の設定	89
3 計画の体系	89
第2章 計画の推進方策	90
1 教育・保育の給付（必要量の見込み、確保の内容、実施時期）	90
(1) 認定こども園・幼稚園（1号及び2号認定、3～5歳児）	90
(2) 認定こども園・保育所・地域型保育（2号認定、3～5歳児）	91
(3) 認定こども園・保育所・地域型保育（3号認定、0～2歳児）	92
2 地域子ども・子育て支援事業の推進	95
(1) 利用者支援事業	95
(2) 地域子育て支援拠点事業	95
(3) 妊産婦健康診査	96
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	97
(5) ー1 養育支援訪問事業	97
(5) ー2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 （その他要保護児童等の支援に資する事業）	98
(6) 子育て短期支援事業	98
(7) ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）	99
(8) 一時預かり事業	100
(9) 延長保育事業	101
(10) 病児・病後児保育事業	101
(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	102
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	103
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	103
3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の内容	104
(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方	104
(2) 幼稚園教諭と保育士等との合同研修に対する支援	104
(3) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性	104
(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携の推進方策	105
(5) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策	105
各論Ⅲ 計画の目標及び推進体制と進行管理	106
1 計画の目標	107
2 計画の推進体制と進行管理	109
資料編	110

総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

■子ども・子育てをめぐる環境

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中、子育てを取り巻く環境は変化しています。現在の親世代は、自身の子どもが誕生するまで、乳幼児と触れ合う経験が乏しいまま親になる人も少なくありません。

さらに、少子化に伴う子ども同士の交流の機会の減少など、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念されています。

一方、経済状況や企業経営を取り巻く社会情勢は厳しく、若年男性を始めとする非正規雇用の割合も高まり、共働き家庭も増加しています。そうした中、父親の子育てへの参画に対する意識や意欲は高まってきているものの、長時間労働等により、子育て期の父親の家事・育児に参加する割合は低い状況にあります。

また、女性の出産に伴う就労の継続についても、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、継続できない場合も少なからずある状況となっています。女性の活力による経済社会の活性化の視点からも、仕事と子育ての両立を支援するために、待機児童の解消や保育サービスの充実、職場環境の改善等が求められています。

しかし、子どもや子育てをめぐる状況は依然厳しく、子育てに対する不安や孤立感等から育児ストレスや児童虐待の発生も増加してきています。

このような現状・課題に対応し、子育てしやすい社会を築くには、行政や地域社会を始め社会全体で支援していく必要があります。

■次世代育成支援対策推進法等の一部改正

国は、近年の急激な少子化の進行に対応し、次代の社会を担う子どもの健全な育成を社会全体で迅速かつ重点的に支援するため、平成 15 年 7 月に、10 年間（平成 17 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）の時限立法とした次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）を制定しました。この法律により、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が進むなどの効果が見られました。

しかし、依然として、子どもが健やかに生まれ育つ社会が実現したとまでは言えず、国は、次世代育成支援対策推進法を平成 37 年 3 月 31 日まで 10 年間延長しました。

■子ども・子育てを支援する新たな制度の創設

子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成 15 年法律第 133 号）や次世代育成支援対策推進法等に基づき総合的な施策が講じられてきたところですが、国は平成 24 年 8 月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て関連 3 法を制定し、子ども・子育て支援の新たな制度を創設しました。

新制度では、市町村は地域のニーズに基づき、幼児期の学校教育・保育、子育て支援の提供体制の確保等について事業計画を策定し、提供することになりました。

子ども・子育て関連 3 法

- ・子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）
- ・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）

2 計画策定の趣旨

本市では、市勢発展長期計画及び次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 17 年 3 月に次世代育成支援対策行動計画（前期計画）を策定し、子育て支援に取り組んできました。平成 22 年 3 月には、同計画（後期計画）を策定し、「三つ子の魂を育て支えるまちづくり」を基本理念として、次代の社会を担う子どもたちの子育てを、住民・地域・事業者などの連携・協働による社会全体で応援することを目標に、安心して子どもを産み、子育てができるまちづくりに努めてきました。

子どもや子育てが置かれている環境が大きく変化する中、本市においては、次世代育成支援対策に係る施策を継続的に推進するとともに、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等を提供するため、「次世代育成支援対策行動計画（第3期計画）」及び「子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

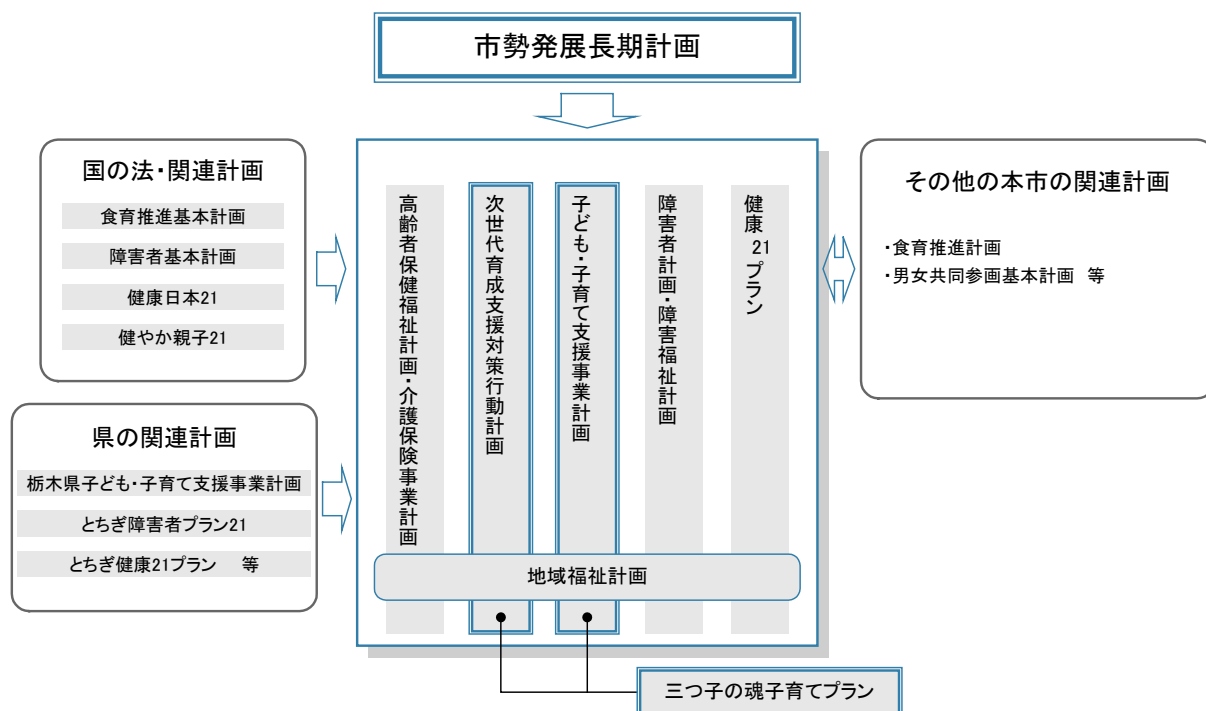
次世代育成支援対策行動計画

平成 17 年度次世代育成支援対策行動計画（前期計画）を第1期計画、平成 22 年度次世代育成支援対策行動計画（後期計画）を第2期計画とする。

3 計画の位置づけ

本市では、「次世代育成支援対策行動計画（第2期計画）」を継承した「次世代育成支援対策行動計画（第3期計画）」及び「子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定しています。

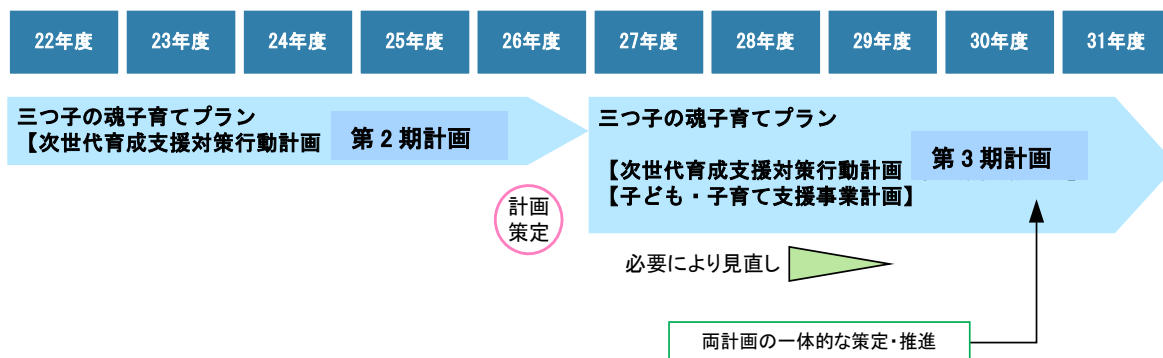
本計画は、「第11次市勢発展長期計画」を上位計画とし、国、県、市の関連計画等との整合性が図られたものとしします。



4 計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5カ年とします。

ただし、社会情勢の変化などに応じて、適宜必要な見直しができるものとします。



5 計画の対象

おおむね18歳未満の子どもや子育て家庭を中心に、地域や事業所、関係団体、行政機関など地域を構成するすべての個人と団体としています。

6 子ども・子育て支援の意義 ～子ども・子育て支援法に基づく基本指針より～

子ども・子育て支援法を始めとする関係法律に明記されているとおり、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育て支援は進められる必要があります。

子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことです。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

しかし、昨今のライフスタイルの多様化により、未婚化・非婚化が増えると同時に晩婚化・晩産化も影響し、急速に少子化社会へと進行しています。

また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言や協力を得ることが困難な状況となっており、子育てに対する悩みや不安、孤立感を抱える家庭も少なからず見られます。

このような状況に鑑みれば、行政が、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職場など社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

そうした取り組みを通じて、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現すること、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことにつながります。

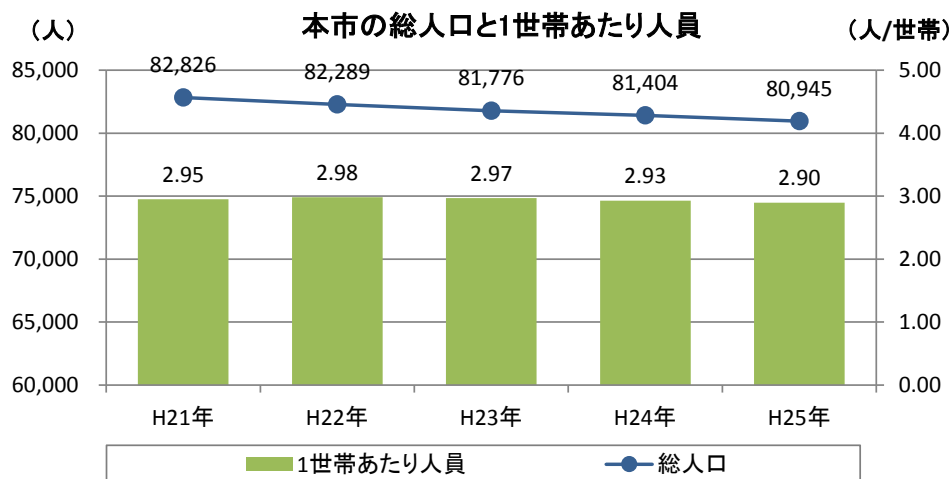
第2章 子ども・子育てをめぐる本市の現状

1 統計などからわかる本市の現状

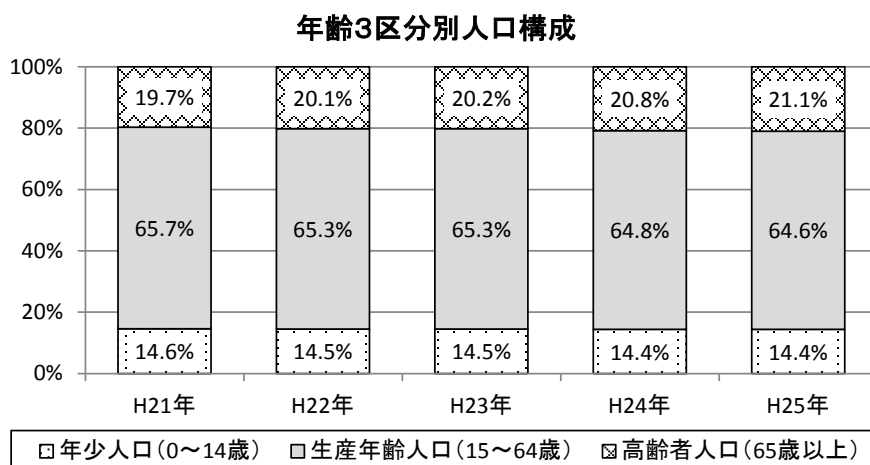
(1) 人口の推移

本市の総人口は、平成 22 年以降減少傾向にあり、平成 25 年 10 月 1 日現在の人口は 80,945 人で、平成 21 年に比べ 1,881 人減少しています。

また、年齢 3 区分別の人口構成をみると、年少人口（0～14 歳）は、ほぼ横ばいですが、生産年齢人口（15～64 歳）は、平成 25 年は 64.6%と平成 21 年から 1.1 ポイント減少したのに対し、高齢者人口（65 歳以上）は、平成 21 年の 19.7%から 1.4 ポイント上昇し、平成 25 年は 21.1%になっています。



資料：真岡市統計書（各年 10 月 1 日現在）

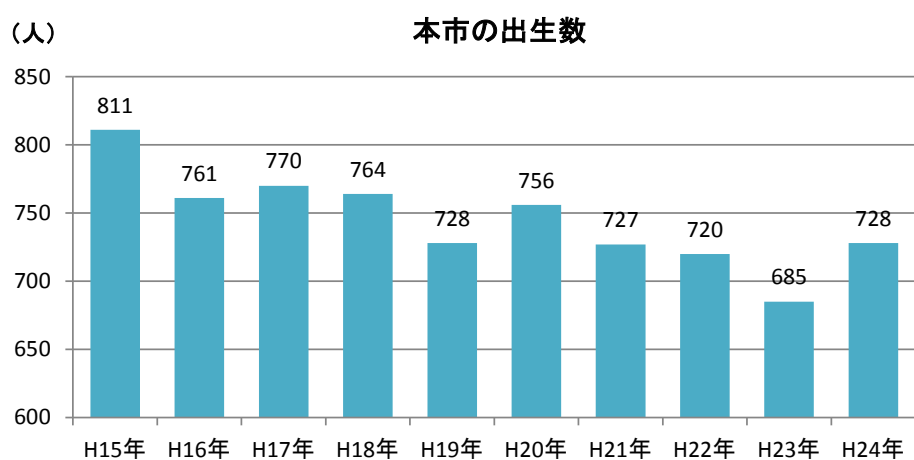


資料：栃木県 住民基本台帳年報（各年 3 月 31 日現在）

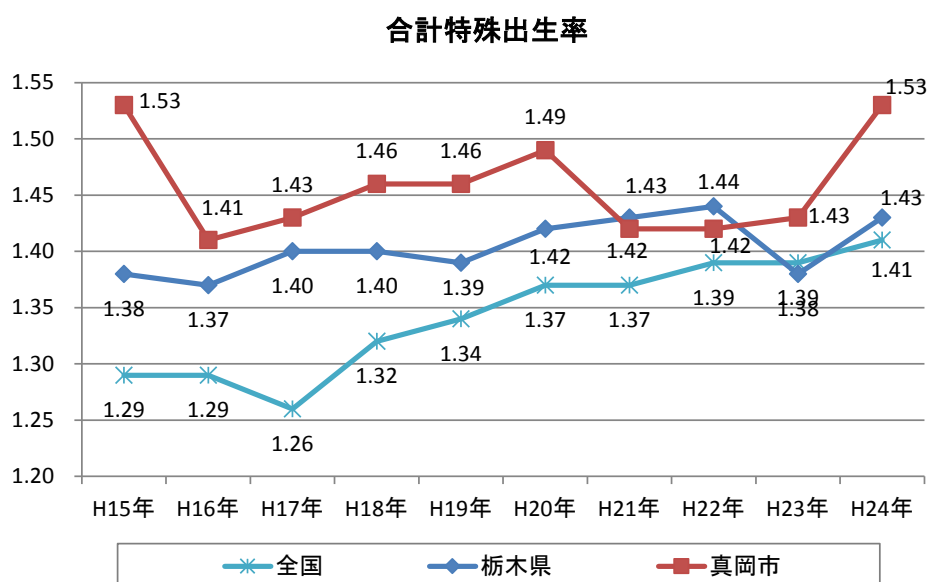
(2) 出生の動向

本市の出生数は、平成 15 年の 811 人をピークに、平成 24 年では再び増加しているものの、近年では減少傾向で推移しています。平成 24 年では 728 人で、平成 15 年に比べ 83 人減少しています。

また、合計特殊出生率※は、平成 15 年の 1.53 で減少し、平成 20 年にかけてやや回復していましたが、平成 21 年以降は横ばいで推移し、平成 24 年では 1.53 と平成 15 年の水準まで回復しています。全国や県の平均値と比較すると、本市の合計特殊出生率はいずれも上回る傾向で推移しています。



資料：栃木県保健統計年報（旧二宮町を含む）

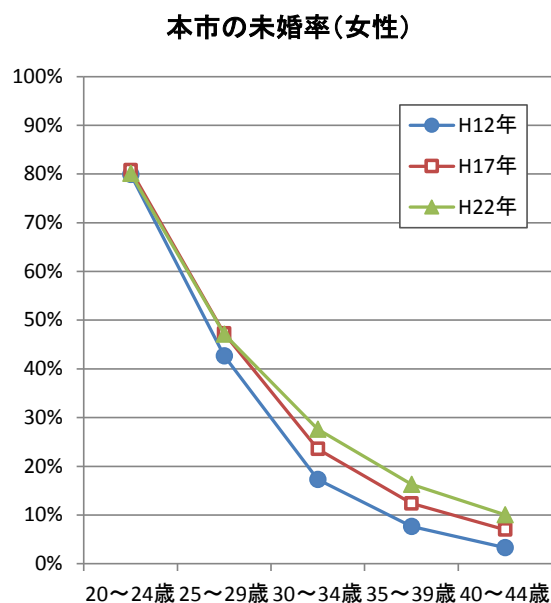
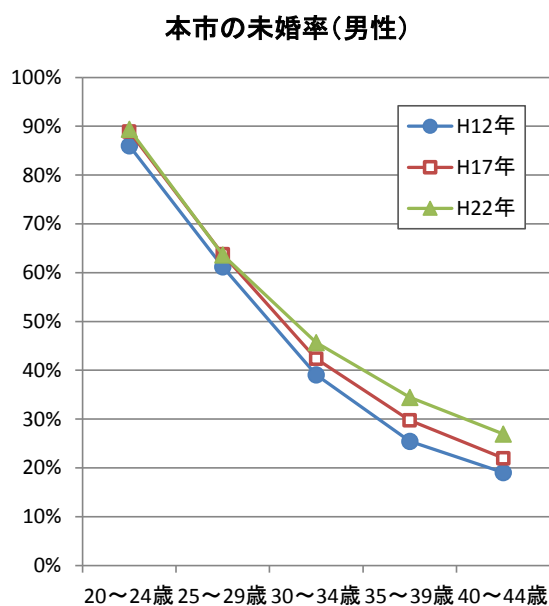


資料：栃木県保健統計年報（旧二宮町を含まず）

※合計特殊出生率：15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの
一人の女性が一生に産む子どもの数

(3) 婚姻の動向

国勢調査によると、本市の男性及び女性の未婚率は、平成 12 年から平成 22 年にかけて男女ともに上昇しています。40～44 歳の男性をみると、平成 12 年の 19.1%から 7.8 ポイント上昇し、同年齢階級の女性では、平成 12 年の 3.3%から 6.8 ポイント上昇しています。



(男性)

年	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳
H12 年	86.0%	61.2%	39.1%	25.5%	19.1%
H17 年	88.9%	63.8%	42.4%	29.7%	22.0%
H22 年	89.4%	63.7%	45.7%	34.5%	26.9%

(女性)

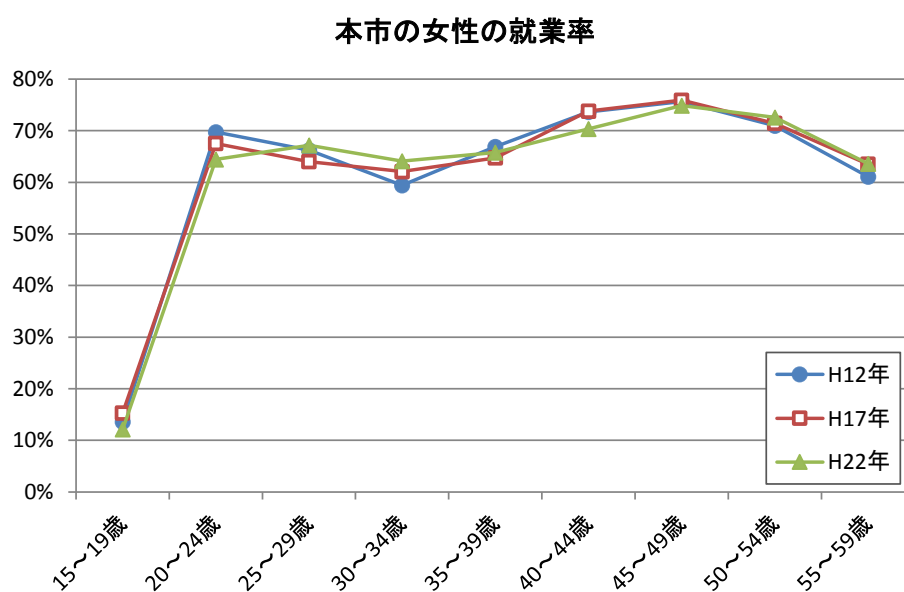
年	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳
H12 年	79.9%	42.7%	17.3%	7.7%	3.3%
H17 年	80.8%	47.3%	23.6%	12.4%	7.0%
H22 年	80.1%	47.1%	27.6%	16.3%	10.1%

資料：国勢調査（旧二宮町を含む）

(4) 女性の就業状況

国勢調査から本市の女性の就業率をみると、20 歳代半ばと 50 歳前後という 2 つのピークをもついわゆる「M 字カーブ」を描いており、出産や育児を機にいったん離職し、育児などが終わってから働き出す女性が多いことがうかがえます。

平成 12 年から平成 22 年にかけては、M 字カーブの谷の部分がやや浅くなる傾向があります。

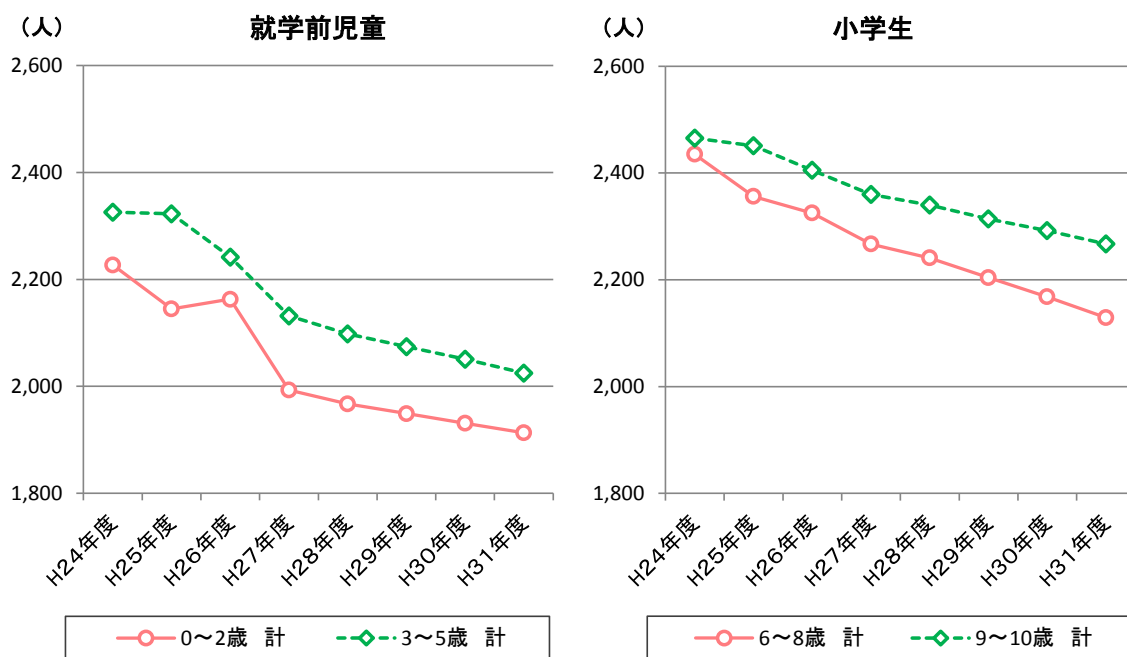


年	15～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳
H12 年	13.6%	69.8%	66.2%	59.4%	66.9%	73.6%	75.7%	71.0%	61.1%
H17 年	15.3%	67.5%	64.0%	62.1%	64.7%	73.8%	75.9%	71.4%	63.5%
H22 年	12.2%	64.5%	67.2%	64.1%	65.8%	70.3%	74.9%	72.6%	63.6%

資料：国勢調査（旧二宮町を含む）

(5) 人口推計

本市の未就学児と小学生の平成 27 年から平成 31 年までの人口推計をみると、未就学児及び小学校ともに減少傾向で推移すると予測されます。0 歳児をみると平成 31 年では 614 人と、ここ 5 年間で 27 人減少することが見込まれています。



年齢	実績値			推計値				
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
0歳	721	708	690	641	632	626	620	614
1歳	712	742	732	678	669	663	657	651
2歳	794	695	741	674	666	660	654	648
0～2歳 計	2,227	2,145	2,163	1,993	1,967	1,949	1,931	1,913
3歳	763	789	705	700	689	683	677	670
4歳	783	755	782	694	681	675	669	663
5歳	780	779	755	738	728	716	705	692
3～5歳 計	2,326	2,323	2,242	2,132	2,098	2,074	2,051	2,025
0～5歳 合計	4,553	4,468	4,405	4,125	4,065	4,023	3,982	3,938

年齢	実績値			推計値				
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
6歳	805	763	770	738	731	719	707	695
7歳	801	798	763	765	757	745	733	719
8歳	829	795	792	764	753	740	728	715
6～8歳 計	2,435	2,356	2,325	2,267	2,241	2,204	2,168	2,129
9歳	800	820	794	787	778	764	752	739
10歳	841	799	813	787	784	778	773	767
11歳	824	832	798	786	778	772	767	761
9～10歳 計	2,465	2,451	2,405	2,360	2,340	2,314	2,292	2,267
6～11歳合計	4,900	4,807	4,730	4,627	4,581	4,518	4,460	4,396

資料：コーホート変化率法による人口推計

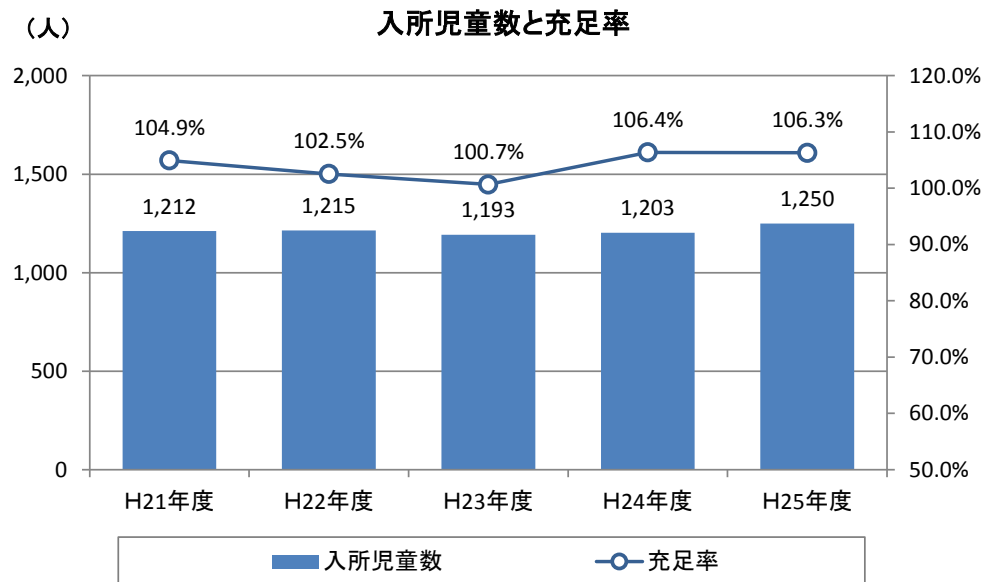
2 子育て支援サービスなどの現状

(1) 保育所などの状況

① 認定こども園及び保育所入所児童数

本市の平成 26 年度の施設数は、公立保育所が 4 カ所、私立保育所が 7 カ所（内、1 カ所は認定こども園）となっています。入所児童数は、平成 21 年度以降 1,200 人程度で推移し、平成 25 年度では 1,218 人とやや増加しています。

また、充足率は平成 21 年度以降 100%を超えて推移し、平成 25 年度では 106.3%となっています。



(単位：人)

入所児童数	区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	公立保育所	392 (5)	373 (6)	345 (6)	337 (1)	327 (8)
	私立保育所	803 (12)	823 (13)	827 (15)	850 (15)	891 (24)
合計		1,195 (17)	1,196 (19)	1,172 (21)	1,187 (16)	1,218 (32)
定 員 (人)		1,155	1,185	1,185	1,131	1,176
入所率 (%)		104.9	102.5	100.7	106.4	106.3

平成 23 年度、公立の荒町保育所（定員 120 人）を廃止する。入所率は、受託児童数を含む。

() 内は他市町からの受託児童数で、外数

資料：児童家庭課（各年度 3 月 1 日現在）

② 保育所入所待ち児童数

保育所入所待ち児童数は、平成 21 年度が 58 人で、その後、増加しています。平成 25 年度に一旦減少しましたが、平成 26 年度は 207 人と大幅に増えました。

(単位：人)

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
0 歳児	19	35	88	96	74	94
1・2 歳児	24	36	52	53	38	72
3～5 歳児	15	14	14	26	12	41
合計	58	85	154	175	124	207

資料：児童家庭課（各年度 4 月 1 日現在） 保育実施未到来児童を含む。

■保育所入所待ち児童とは

保育所の入所申込みをしているが、希望する保育所に入所していない全部の児童（保育に欠ける要件に該当しない児童を含む。）のことをいう。正式な定義はなく、保留児童と呼ぶこともある。保育所入所待ち児童には、厚生労働省の定めた「待機児童」が内在している。

③ 保育所待機児童数

待機児童数は、平成 21 年度が 5 人で、平成 26 年度は 19 人と過去最高となりました。

(単位：人)

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
0 歳児	1	4	4	0	0	4
1・2 歳児	4	2	4	4	3	9
3～5 歳児	0	2	1	1	2	6
合計	5	8	9	5	5	19

資料：児童家庭課（各年度 4 月 1 日現在）

■保育所入所待機児童とは（平成 19 年 3 月 30 日雇児保発第 0330001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知。平成 22 年 3 月 25 日雇児保発 0325 第 1 号一部改正より）

保育所の入所申込みをしているが、入所していない児童のこと。保育に欠ける要件を満たしている児童であり、次のような児童は含まない。

「保護者が主に自宅で求職活動をしている」、「認可外保育施設に入所している」、「保育ママを利用している」、「保育所入所中であるが転園を希望している」、「産休中又は育休中である」、「他に入所可能な保育所があるにもかかわらず特定の保育所のみ希望している」など。

④ 認可外保育施設の利用状況

本市の認可外保育の施設数は、平成 26 年 4 月 1 日現在 11 カ所となっています。
その内、幼稚園に併設している施設が 7 カ所あります。

(単位：人)

区分	施設名	0 歳	1-2 歳	3~5 歳	合計	定員	入所率
幼稚園併設型	にしだホーム	0	21	0	21	35	60.0%
	ルンビニー保育園	0	8	0	8	20	40.0%
	ひかり保育園	2	34	0	36	27	133.3%
	たんぽぽルーム	0	12	0	12	30	40.0%
	ちびっこランド	6	17	1	24	45	53.3%
	萌丘園	1	16	0	17	25	68.0%
	せんだんナーサリー	0	16	0	16	39	41.0%
事業所内	真岡病院託児所	1	8	3	12	15	80.0%
	真岡中央クリニック すこやか託児所	0	4	0	4	13	30.8%
	古河ヤクルト販売(株) 真岡託児所	0	5	3	8	12	66.7%
	他	3	10	8	21	36	58.3%
計		13	151	15	179	297	60.3%

資料：児童家庭課（平成 26 年 4 月 1 日現在）

⑤ 保育ママの利用状況

保育ママは、保護者が働いているなどの理由で、日中保育を必要とする子どもを対象に、保育者の居宅で保育する事業です。1 人の保育ママが保育できる人数は 3 人までで、少人数の子どもを家庭的雰囲気保育しています。

(単位：人)

保育ママ数	0 歳	1-2 歳	3~5 歳	合計
7 人	5	11	0	16

資料：児童家庭課（平成 26 年 4 月 1 日現在）

(2) 子育て支援サービスの状況

① 一時預かり事業の状況

一時預かり事業は、平成 25 年度は 11 カ所で実施しています。延べ利用人数は、平成 21・22 年度は 400 人台で、平成 23・24 年度は 500 人台に増えてましたが、平成 25 年度は 300 人台と減少しました。

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
実施施設数（カ所）	11	11	11	10	11
延べ利用人数（人）	483	436	562	550	343

資料：児童家庭課

② 障がい児保育事業の状況

障がい児保育事業の対象となった保育所は、平成 25 年度は 6 カ所でした。延べ利用人数は、平成 21 年度から毎年増えており、平成 25 年度は 17 人となっています。

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
実施施設数（カ所）	5	5	5	7	6
延べ利用人数（人）	7	8	9	13	17

資料：児童家庭課

③ 病児・病後児保育事業の状況

病後児保育事業は、平成 19 年度から市内の保育所 1 カ所で開催しています。延べ利用人数は、平成 21 年度は 15 人で、その後、減少しましたが、平成 24 年度は 57 人、平成 25 年度は 37 人となっています。

区分		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
病後児	実施施設数（カ所）	1	1	1	1	1
	延べ利用人数（人）	15	4	9	57	37

資料：児童家庭課

④ 放課後児童クラブの状況

本市の放課後児童クラブは、市内 9 小学校区に設置されており、現在 17 クラブが運営されています。入所児童数は、平成 21 年度が 641 人でその後やや増加し、平成 25 年度は 683 人となっています。なお、総定員は 745 人です。

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
クラブ数（カ所）	17	17	17	17	17
入所児童数（人）	641	665	656	656	683

資料：児童家庭課（各年 5 月 1 日現在）

⑤ 地域子育て支援センターの状況

地域子育て支援センターは、平成 23 年度から 1 カ所増やし、3 カ所として実施しています。

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
実施施設（カ所）	2	2	3	3	3

資料：三つ子の魂育成推進室

⑥ ファミリー・サポート・センターの状況

ファミリー・サポート・センターは、平成 24 年度から事業を開始したところですが、活動件数は、平成 25 年度は 308 件となっています。

依頼会員は 84 人から 156 人と大きく増えましたが、提供会員は 38 人から 45 人とあまり増えておりません。両方会員は 2 人のままで変わらない状況となっています。

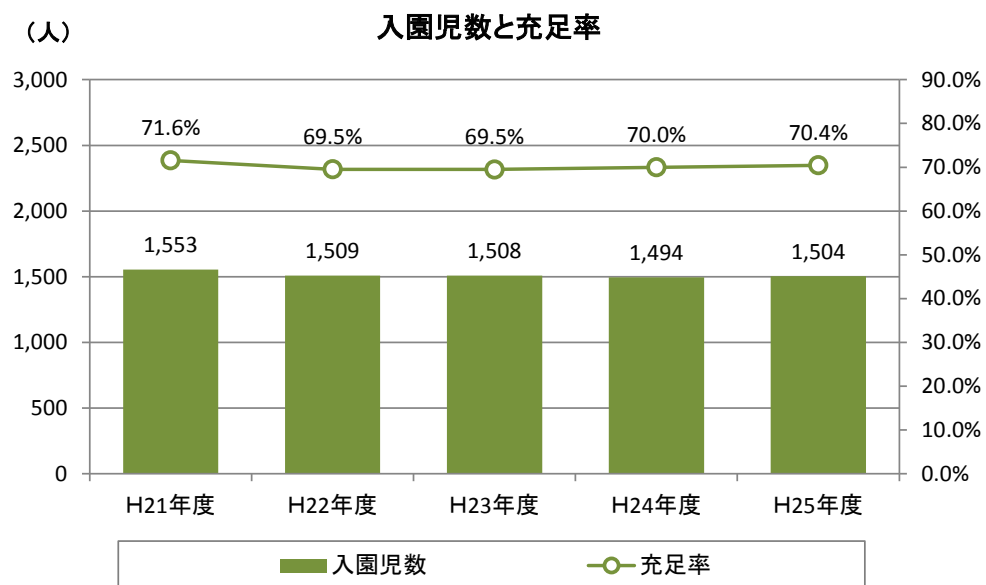
（単位：件）

区分		H24 年度	H25 年度
活動件数（延べ件数）		74	308
会員数	依頼会員	84	156
	提供会員	38	45
	両方会員	2	2
	合計	124	203

資料：児童家庭課

(3) 幼稚園の状況

本市の幼稚園数は、私立が 12 園（内、1 カ所は認定こども園）となっています。入園児数は、平成 21 年度から平成 25 年度まで 1,500 人前後で、ほぼ一定に推移しています。また、充足率も 70%前後となっています。



(単位：人)

入園児数	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
私立幼稚園	1,511 (42)	1,451 (58)	1,454 (54)	1,434 (60)	1,451 (53)
定 員 (人)	2,170	2,170	2,170	2,135	2,135
充足率 (%)	71.6	69.5	69.5	70.0	70.4

資料：学校教育課（各年 5 月 1 日現在）

() 内は他市町からの入園児数で、外数

(4) 小学校・中学校の状況

① 小学校の状況

本市の小学校は、現在 18 校あります。児童数は、平成 21 年度が 4,840 人で、平成 24 年度は一時的に増加しましたが、全体的に減少傾向で推移しています。

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
学校数（校）	18	18	18	18	18	18
児童数（人）	4,840	4,808	4,777	4,790	4,713	4,664

資料：学校教育課（各年 5 月 1 日現在）

② 中学校の状況

本市の中学校は、現在 9 校あります。生徒数は、平成 21 年度が 2,396 人でしたが、平成 26 年度は 2,333 人となっており、63 人減少しました。

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
学校数（校）	9	9	9	9	9	9
生徒数（人）	2,396	2,366	2,380	2,345	2,344	2,333

資料：学校教育課（各年 5 月 1 日現在）

(5) 障がい児通園施設の状況

障がい児通園施設の平成 25 年度の利用件数は、児童発達支援が 327 件、放課後等デイサービスが 296 件となっています。

(単位：件)

利用件数	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
児童デイサービス	267	291	333	—	—
児童発達支援	—	—	—	226	327
放課後等デイサービス	—	—	—	275	296

資料：福祉課（各年 3 月 31 日現在）

対象児童：18 歳未満

(6) 児童虐待などの現状

① 家庭児童相談室への相談件数

平成 25 年度の家庭児童相談室への相談件数は 145 件で、そのうち、「養護相談」が 55 件と、もっとも多くなっています。

(単位：件)

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
養 護 相 談	51	78	39	62	55
保 健 相 談	0	0	0	1	0
障 害 相 談	24	31	31	33	25
非 行 相 談	3	7	7	5	2
育 成 相 談	16	18	18	20	12
その他の相談	24	19	19	39	51
合 計	118	153	114	160	145

資料：児童家庭課

② 児童虐待認知件数

平成 25 年度の児童虐待認知件数は 22 件で、その内、「身体的虐待」が 7 件、「ネグレクト」が 6 件、「心理的虐待」が 7、「性的虐待」が 2 件となっています。

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
件 数	10	24	19	22	22

資料：児童家庭課

平成 25 年度の児童虐待認知件数の内訳

(単位：件)

区分	0～3 歳児	3～就学前児	小学生	中学生	高校生～18 歳	合計
身体的虐待	4	1	2	0	0	7
ネグレクト	3	2	1	0	0	6
心理的虐待	2	3	2	0	0	7
性的虐待	0	0	2	0	0	2
合 計	9	6	7	0	0	22

資料：児童家庭課

3 ニーズ調査結果からわかる現状

本計画の策定に向けて、幼稚園、保育所などの教育・保育、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センターなどの子育て支援を計画的に整備するため、市民の利用状況や利用希望を把握することを目的とした全国一斉の「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を次のとおり実施しました。

■調査期間

平成 25 年 10 月 28 日（月） ～ 平成 25 年 11 月 20 日（水）

■調査対象者・調査方法

区分	対象者内容	調査方法
就学前児童	平成 25 年 10 月 1 日現在、住民基本台帳に掲載されている就学前のお子さんを対象として調査を実施	郵送配布／回収 （一部手渡し配布）
小学生調査	小学校に通学しているお子さんを対象として調査を実施	学校を通じての配布 ／回収
中学生調査	中学校に通学している生徒を対象として調査を実施	学校を通じての配布 ／回収
高校生調査	住民基本台帳の中から高校生を無作為に抽出し、調査を実施	郵送配布／回収
妊 婦 調 査	今年度に母子健康手帳の交付を受けた方から無作為に抽出し、調査を実施	郵送配布／回収

■配布数・回収数・回収率

区分	配布数（件）	回収数（件）	回収率（％）
就学前児童	1,932	1,338	69.3
小学生調査	1,000	971	97.1
中学生調査	300	298	99.3
高校生調査	300	162	54.0
妊 婦 調 査	300	201	67.0
計	3,832	2,970	77.5

ニーズ調査結果の活用

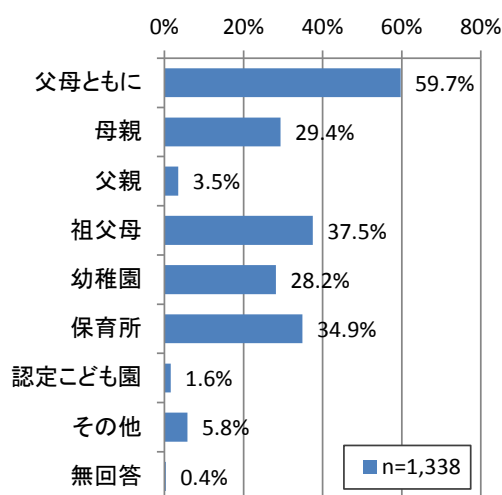
- ◇子育て家庭の教育・保育及び子育て支援に関する事業の利用状況や潜在的需要を明らかにし、本計画の現状分析の資料とした。
- ◇算出したニーズ量を基に、各種事業の量の見込みの設定に活用した。
- ◇教育・保育及び地域子育て支援事業などの確保策を検討する資料とした。

(1) 子どもの育ちをめぐる環境

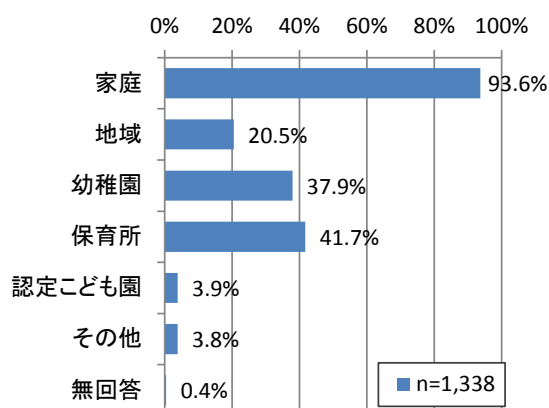
① 子育てや教育に日常的に関わっている方、もっとも影響する環境

子育てや教育に日常的に関わっている方は、「父母ともに」の割合が 59.7%と最も高く、「祖父母」が37.5%、「保育所」が34.9%が続いています。また、子育てや教育にもっとも影響する環境では、「家庭」が 93.6%と最も高く、次いで「保育所」が 41.7%、「幼稚園」が 37.9%となっています。

▲日常的に関わっている方



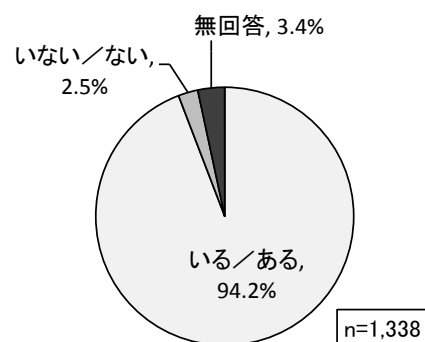
▲もっとも影響する環境



※グラフはともに複数回答で、グラフ中「凡例 n」は回答者数（以下同様）
※就学前調査集計（特記がない限り以下同様）

② 子育てや教育をする上での相談相手の有無

子育てや教育をする上で気軽に相談できる相手の有無は、「いる/ある」の割合が 94.2%と高い中、「いない/ない」の割合は 2.5%となっています。また、主な相談先は、「祖父母などの親族」や「友人・知人」など身近な人の割合がいずれも 8 割前後と高く、「保育士」の割合も 24.5%と比較的高くなっています。

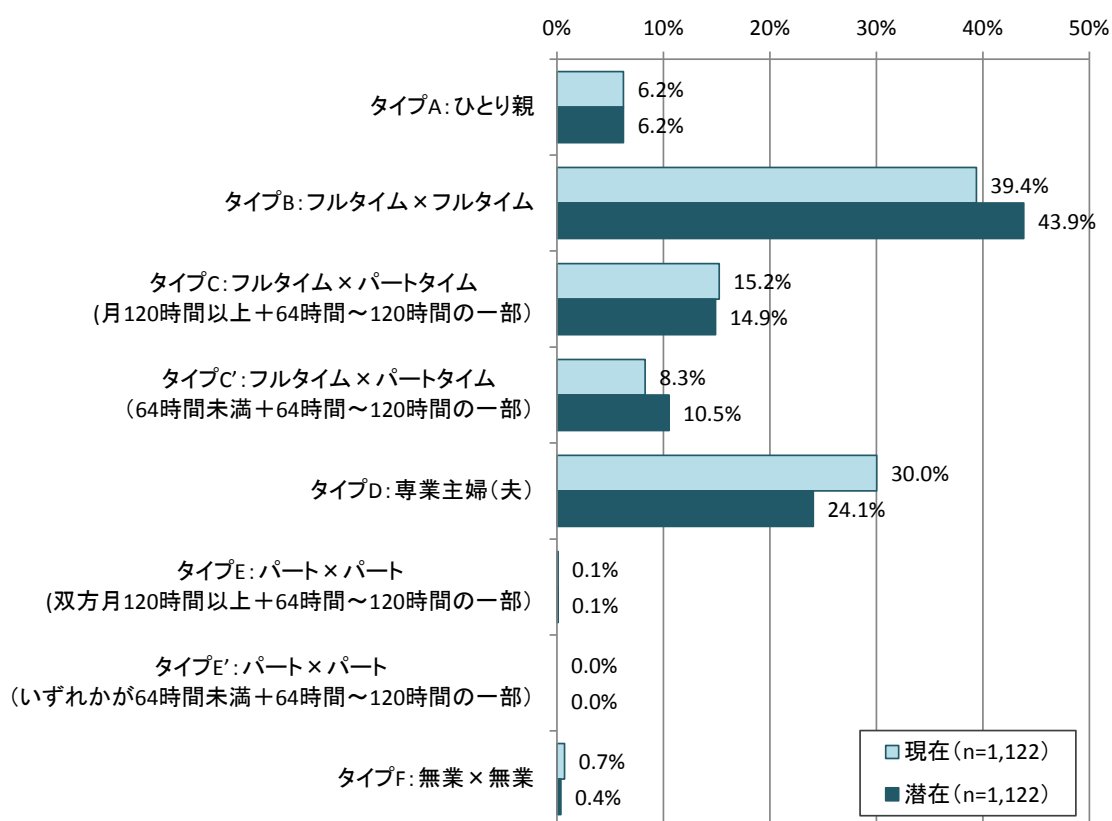


(2) 保護者などの就労の状況

下のグラフは、今回の調査結果により父母の就労状況の組み合わせ（家庭類型）を示したものです。

現在の家庭類型では、「フルタイム×フルタイム」の割合が39.4%と最も高く、「専業主婦（夫）」が30.0%と続いています。

今後の就労希望などを勘案した潜在の家庭類型では、「専業主婦（夫）」の割合が減少し、「フルタイム×フルタイム」などの共働き世帯が増加しています。



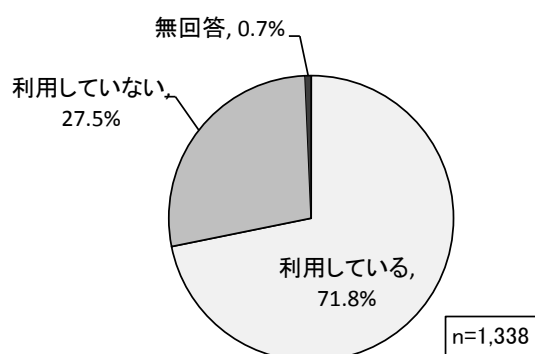
※グラフ中、「現在」は現在の就労状況、「潜在」は今後の就労希望を勘案した割合となっている。

※グラフ中、パートタイムの時間区分は、新制度による保育の必要性の認定の際、保育時間（保育標準時間と保育短時間）を定める指標となるもので、本市では120時間を保育標準時間の下限、64時間を保育短時間の下限としている。

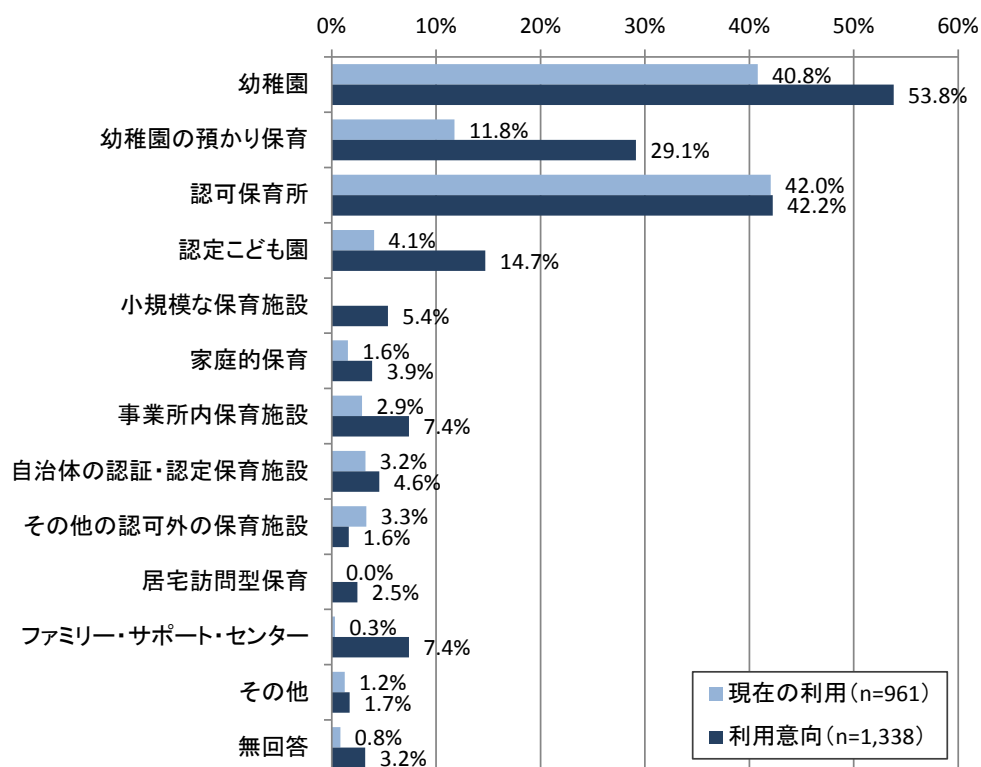
(3) 教育・保育の利用状況と利用意向

幼稚園や保育所などの定期的な教育・保育の利用状況は、「利用している」が71.8%に対し、「利用していない」が27.5%となっています。また、現在利用している教育・保育の種類では、「認可保育所」の割合が42.0%と最も高く、「幼稚園」が40.8%が続いています。さらに、今後の利用意向では、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」などが現在に比べ増加しています。

▲幼稚園や保育所（園）などの定期的な教育・保育の利用



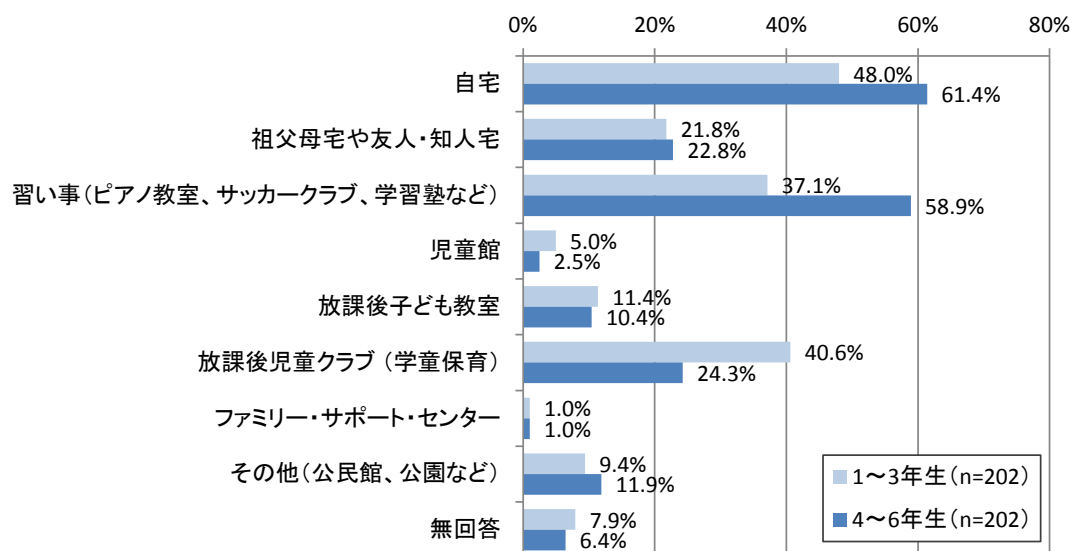
▲教育・保育の利用状況と利用意向



※グラフはともに複数回答

(4) 小学校就学後の放課後の過ごし方

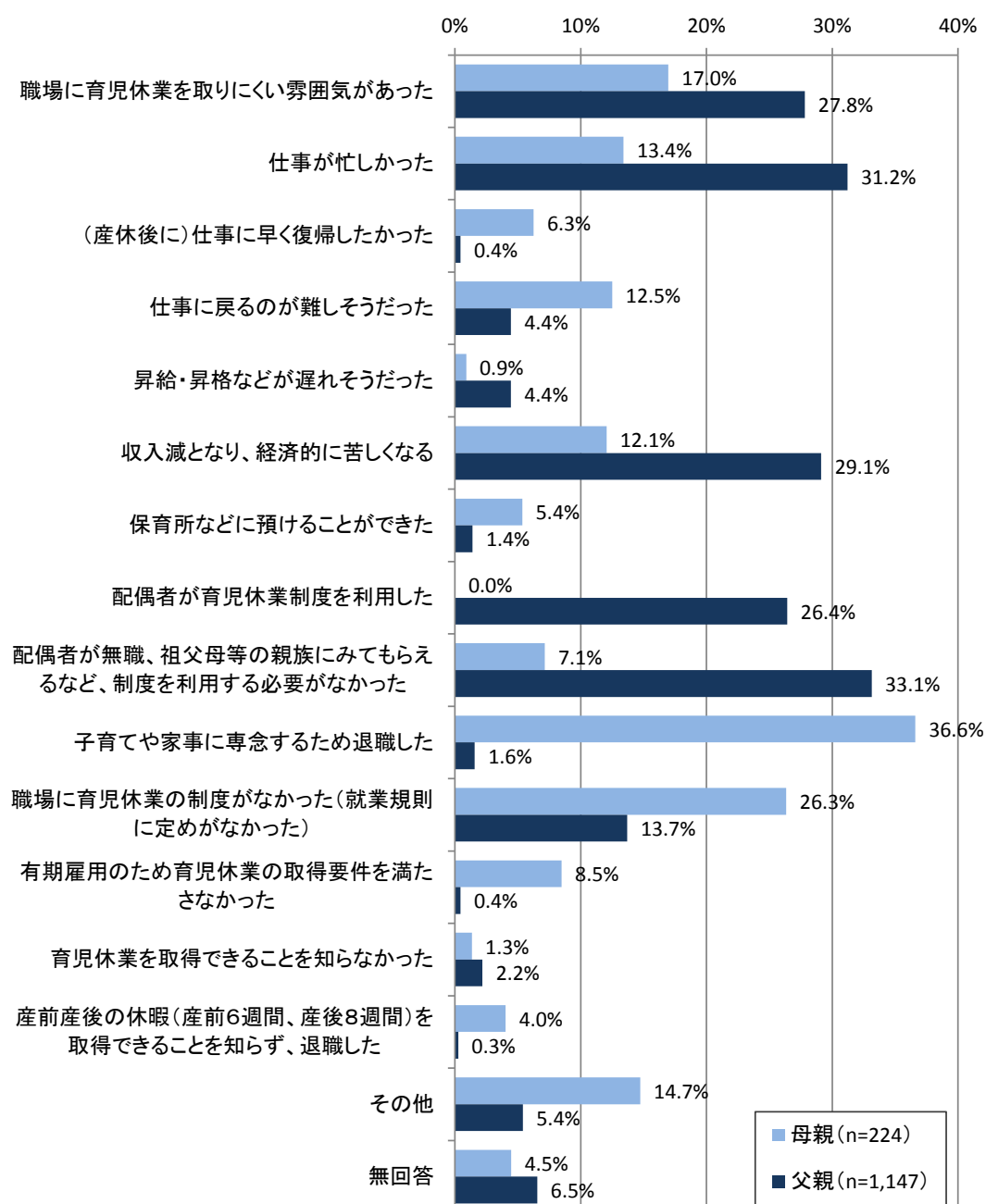
小学校就学後の放課後の過ごし方は、低学年では「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」や「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合がそれぞれ4割前後と高くなっています。また、高学年では、「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」などの割合が低学年に比べ増加し、「放課後児童クラブ」の割合は減少しています。



※グラフは5歳児のみの設問で、複数回答

(5) 育児休業を取得していない理由

育児休業を取得していない理由は、「母親」では、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が36.6%と高く、「父親」では、「仕事が忙しかった(31.2%)」「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった(33.1%)」の割合がそれぞれ3割を超え比較的高くなっています。



※グラフは複数回答

4 次世代育成支援対策行動計画の進捗状況

(1) 特定事業の進捗状況

次世代育成支援対策行動計画（第2期計画）における特定事業※の進捗状況は、以下のとおりです。

子育て支援サービス	平成 26 年度 目標事業量	平成 26 年度 実績見込み
①通常保育事業	1,311 人	1,282 人
②延長保育事業	10 力所	11 力所
③休日保育事業	1 力所	1 力所
⑥病児・病後児保育事業	【病後児対応型】 1 力所	【病後児対応型】 1 力所
⑦放課後児童健全育成事業	18 力所	17 力所
⑨地域子育て支援拠点事業 (ひろば型、センター型、児童館型)	2 力所	3 力所
⑧一時預かり事業	6 力所	7 力所
⑩ファミリー・サポート・センター事業	1 力所	1 力所

※特定事業：国が保育事業など子育て支援策において重要な事業を選び、市町村が地域行動計画を策定する際に、具体的な数値目標を設定することとしている事業

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

- 「次世代育成支援対策行動計画（第2期計画）」の基本理念を引き継ぎます。
- 「子どもの最善の利益が実現するまち」を目指します。

三つ子の魂子育てプランの基本理念

三つ子の魂を育て支えるまちづくり